

メタデータのオープン化等に関するガイドライン（素案）の構成（案）

はじめに

（ガイドライン作成までの経緯等）

【総論（共通事項）】

1. 本ガイドラインの目的

（デジタルアーカイブの利活用のため、提供側が目指すべき/留意すべきこと、メタデータ・サムネイル/プレビュー、デジタルコンテンツの定義）

2. デジタルアーカイブの構築と連携の意義

（国内外への日本文化の振興、未来への文化継承。コンテンツの有効活用の促進。個別の機関にとっては、来館又はアクセスの増加、自らの収蔵品紹介での他機関作成情報の活用等）

3. デジタルアーカイブの連携方法

（API（検索用、ハーベスト用）、LOD、IIIF などデータ連携及びデータを活用可能なものとするために必要な方法・標準の紹介等。個別の機関が最適なものを選べばよいが、本来望ましい連携は何か推奨する）

4. 利用条件の表示方法

（利活用促進のため、二次利用の条件表示が重要。推奨する利用条件表示は、世界的流通に合わせたものとする（CC ライセンス、CC0、PDM 等））

【（データ種類ごとの）各論】

5. メタデータの利活用促進

(1) メタデータの標準化

（連携のために最低限必要な要素、流通促進可能なメタデータ整備の工夫等）

(2) メタデータのオープン化

（公的機関のメタデータは原則 CC0、民間機関など難しい場合は CC-BY）

6. サムネイル／プレビューの利活用促進

(1) サムネイル／プレビューの流通促進のための環境整備

（検索活用のための制度整備の必要性、サムネイル／プレビューの事例紹介等）

(2) サムネイル／プレビューの利用条件

（公的機関又は公的助成を受けて作成されたものは原則 CC0 又は CC-BY。元のコンテンツがパブリックドメインの場合は原則 PDM）

7. デジタルコンテンツの利活用促進

(1) デジタルコンテンツの拡充、流通のための標準化

（デジタルコンテンツの作成の推進、公開の継続性の担保、IIIF への対応）

(2) デジタルコンテンツの利用条件

（公的機関のデジタルコンテンツ（著作権保護期間満了）は原則 PDM、無償での再利用に問題がないものは CC-BY 等）

8. デジタルアーカイブの評価基準

（自らが提供するデジタルアーカイブがどのレベルか把握できるようにする、デジタルアーカイブ提供機関がきちんと評価されるようにする。その際、個別機関、アグリゲーター別の評価設定に留意する）

【参考資料】

9. 優良事例紹介

（実際のデジタルアーカイブの評価を 8 の基準に沿って実施し、海外と国内事例の比較を行う。発信と利用がうまく回っている事例を紹介する）